

## 入会金および年会費規定

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人越谷アイティ・ネット定款第8条に定める入会金及び年会費の金額を定める。

### (入会金)

第2条 入会金は次のとおり定める。  
1,000円

### (年会費)

第3条 年会費は次のとおり定める  
3,000円  
ただし、10月～3月に入会したものは当該年度の年会費は半額とする。また、天変地異、感染症蔓延などのため当法人の活動が困難な期間が生じた際は、理事会での決定決議による。

### (付則)

1. この規則は、平成18年 3月25日から施行する。
2. この規程の一部を改訂し、令和3年12月6日から実施する。  
(第3条に天変地異、感染症蔓延など特殊事情の記載を追記)